

## 令和4年第7回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 開会 午後2時02分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

8番 法師 励

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定  
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

環境経済部長 原嶋 裕子

環境経済部次長 横田 一洋

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第7回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、8番、法師励委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番、田嶋正明委員、7番増田恒治委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号の1番は5番、池谷昭二委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

### ○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第1号1番についてご説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、501平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自128アール。

7月19日に、耕作状況などを確認してきました。

譲受人は、〇〇〇で128アールを耕作する野菜を中心にお茶や果樹も作付けされている農家です。〇〇地区の農地を野菜畑として、〇〇地区は野菜畑と茶畑を約半々で耕作しております。また農機具についても、トラクター3台、耕運機4台、茶刈機2台、軽トラック、コンバインなど必要なものは一式所有しております。

今回の申請地は、〇〇の〇〇地区にある農地です。現在野菜畑として利用されておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画となっており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま平塚委員の説明のとおり、自分も7月21日に現地を確認いたしました。特に問題ないことを確認しておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

平塚委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は133アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。



以上、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げたとおり、何ら条件的に問題ないかと思われます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、学校法人が園児に対する情操教育の一環として農作業を行うための農地を取得するための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

通常、農地所有適格法人以外の法人による農地取得は、農地法第3条第2項の不許可事項に該当するため、農地法第3条第1項による許可をすることはできません。

しかしながら学校法人の場合は、申請地を含めた所有農地の全てを耕作すると認められる場合であって、当該法人の業務の運営上、申請地が必要であり、耕作の用に供すると認められる場合には、農地法第3条第2項の不許可の例外となります。

久保田委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。2番の申請地は、現在は野菜畑及び果樹園となっております。許可後も教育活動の一環として引き続き野菜畑及び果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響も無いと思われることから、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に3番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第1号の3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、譲受人、〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,453平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自185アール。

7月20日に、太間推進委員と耕作状況と現地を確認してまいりました。

〇〇さんは、〇〇〇〇で自作地185アールを耕作しております。また、借入地を含めると200アールほどの茶畑を耕作している〇〇〇の製造農家です。

農作業は〇、〇〇さんと二人で行っております。販売は〇〇と〇〇です。最近は、〇〇〇〇〇〇にも力を入れ、売り上げは順調に伸びているそうです。

また、〇〇さんは〇〇〇〇〇〇の〇〇〇の経験もあり、〇〇に大変熱心な方です。

農機具については、トラクター1台、耕運機1台、茶刈機5台、トラック1台。必要なものは一式所有しております。

今回の申請地は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側、〇〇〇〇〇〇の南側にある農地です。現在は草も刈られ、管理されております。許可後は、野菜畑として利用する計画となっております。今後の耕作に支障ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と確認し、何ら問題ないかと思われまますので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の3番は、農業経営規模拡大のための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

池谷委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、200アールとなり50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。



敷地も広く、趣味のガーデニング、家庭菜園で利用します。申請地を取得して安心した生活を送っていきたいと思います。

案内図のほかに、今日、皆さんにお配りした土地利用計画図がありますので、これを見てください。

場所は案内図のとおり、〇〇〇〇の東側で市道の南側の〇〇に隣接しています。理由書もありましたが、周辺に進入路が確保できないため川に橋を架け、進入路とする予定です。周辺は東西が住宅で、南側が農地と接しています。

今回の場所の南側をガーデニング、家庭菜園とする予定ですし、周辺をコンクリートブロック2段積みとし、浸透トレンチも設置する予定です。南側農地への雨水の浸透はないと思われま

す。対象地は第1種農地ですが、既存集落中内にあることなどから、農地法第5条による農地転用に対し、特に問題はないと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員の説明のとおり、自分も7月21日に現地を確認し、特に問題ないことを確認しておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇の〇〇が市内の市街化調整区域に20年以上居住して



許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。2番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇。2筆。合計面積、488平方メートル。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが手狭となり〇〇の〇〇との同居も必要となったことから、〇〇〇で同居するための自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(135.56平方メートル)。

理由書を抜粋して読み上げます。

理由書。私は現在、〇〇の〇〇を機に〇〇〇〇の賃貸住宅にて生活しており、〇と〇の車2台を保有し、駐車場を借りている状況です。〇〇する前は、〇が所有する土地(〇〇〇〇〇〇〇〇〇)に私が住宅を建てそこに〇〇と同居していましたが、〇〇〇で生活するには広さが足りず一時的に私たち〇〇が賃貸住宅へ移り、今後〇〇との同居に向け住む場所を検討しておりました。家財道具も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になってきました。

〇〇になる〇〇のことを考え2階建てではなく平屋建てにしたいため、広い土地を市街化区域で探してきましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。そんな折に、〇〇に居住する〇〇に相談したところ、農地ではありますが、申請地を借り受けることができるようになりましたが、申請地には接道がないため、北側に接している畑の所有者に相談したところ、全部を購入することができることになり、二つの土地を合わせてそこに自己用住宅を建築したく本申請をいたします。

現在、〇〇が居住する私所有の建物を建て替えるには敷地が狭く土地利用の計画が立ちません。そのため、申請地に専用住宅を建築後、現在所有の建物は売却処分したいと考えております。



申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、住宅建築費の経費を、全て〇〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今回、転用の面積ですけど。488平米メートル。これはやむを得ない理由だと思うんですけど。広がった理由はね。

ただ、採決するのにあたって、皆さんに必要な情報はお配りして、例えばどのように家を建てるのか。それから、建てた他の空き地はどのように利用されるのか。私が1番で示したように、こういう図面が添付されていれば、今の質問はない。

今後、お願いしたいんですけど。

この方は事業か何かをやられているんですか。

○事務局

お答えさせていただきます。

〇〇〇です。お勤めされている方でございます。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。理由書の方にも説明があったんですが、結構広い面積が〇〇〇〇の中に入っちゃっているんで、それで広い面積を必要と。





次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

ただいま中島委員より説明があったとおり、特に問題はないと思われまので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の3番については、〇〇〇を営む譲受人が、駐車場を設置するための農地転用許可申請です。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、敷地造成費の経費を、全額、〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっと、確認だけ。案内図の西側というか左側というか、この建物は何でしょうか。  
さっき騒音が云々と言っていたから。

○事務局

ご説明いたします。案内図の西側の建物につきましては、申請者である〇〇〇〇〇とは別な法人による資材置場、事業用地となっております。

先ほど騒音の関係につきましては、〇〇〇の方の駐車場の方で、騒音の関係で立ち退きを求められたと伺っております。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

個人住宅かと思ってさ。敢えて聞いたの。

○農業委員 10 番（中島伸吉君）

西側の建物なんですけども。畑から見えるかとは思うんですけども。〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇が置いてある場所です。それで、すぐ隣に建物、載っていますよね。これは事務所だと思われます。

○議長

ほかにございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。

なお、議事参与の制限の規定により、5 番、池谷昭二委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（5 番、池谷昭二委員退席）

○議長

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、8筆。合計面積、14,375.32平方メートル。

7月20日に太間推進委員と一緒に現地確認と〇〇さんから現地にて話を伺ってきました。〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇で、茶の栽培、製造、販売をしております。

労働力は、〇、〇〇の3名で、借り畑を含む約2.5ヘクタールを耕作しております。

農機具は、乗用摘採機、防除機、トラック等、一式保有されております。

農地はきれいに管理されており、特に問題はないかと思われます。

〇〇〇もかなり一生懸命やっぺいらっしやるので、〇〇さんも安心してお茶の方の茶畑の管理に専念できているような気がいたします。

それでは、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいま報告がございましたように、何ら問題ないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますの

で、適格者として認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、5番、池谷昭二委員の退席を解除いたします。

(5番、池谷昭二委員復席)

○議長

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。議案第4号の1について説明を申し上げます。なお、説明について一部省略させていただきます。

当事者、借受人、〇〇〇〇。3筆。合計、2,308平方メートル。使用貸借権。

この件につきまして、7月6日の農地パトロールの時と、この畑は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑で毎日のように畑を見ております。

〇〇さんは、茶の製造と販売の方をしております、大変畑の方もきれいに管理されております。

この件につきまして、宮岡推進委員とは電話での話し合いをしております、何ら問題ないことを報告しました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおりでございます。私も22日に現地を確認いたしました。茶園として適正に管理されていることを確認しましたので、ご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番は、使用貸借権による、更新の利用権設定でございます。

加藤委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、人間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の申請地を含めた経営面積は174アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から4番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、2番から4番までを一括議題といたします。

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

#### ○事務局

はじめに議案書を読み上げさせていただきます。

読み上げは、一部省略させていただきたいと思います。読み上げる部分は、貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

それでは読み上げます。

2番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。1,064平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

3番、貸付人、〇〇〇〇〇。1筆。936平方メートル。使用貸借権。

4番、貸付人、〇〇〇。1筆。1,741平方メートル。使用貸借権。

それでは説明に入ります。

議案第4号2番から4番までの案件は、農地中間管理機構である「埼玉県農林公社」が、農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行い、新規就農者のための研修地として農地を借受けるものです。

農地は所有者3名、筆数は3筆、面積は3,741平方メートルになります。

利用権種類は、「使用貸借権」であり、利用権の設定期間は、令和4年8月1日から令和5年3月31日までの8カ月です。借賃は、使用貸借権ですので、なしとなっております。

本議案の審議要件ですが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法18条3項2号のただし書きにより、1点として、入間市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか。2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当4番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。

2番の〇〇〇地区の農地の状況については16日に堀井推進委員と確認し、3番と4番の〇〇地区の農地は、20日に担当地区の太間推進委員と電話で確認をしました。

この3筆の農地については管理された状態であり、今後、研修用の普通畑として耕作していくことに問題がないことをご報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げたとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、〇〇地区の農地につきましては、何ら問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

○農業委員3番（吉川光彦君）

質問、よろしいですか。

3件とも研修畑なんですが、設定期間の短さが少し気になるんですけど。

特段、1年に満たない設定期間の意味合いをちょっと教えてください。

○事務局

事務局からご説明させていただきます。

こちらにつきましては、借り受け研修畑として借りる方が来年4月以降、本人の名前で引き続き借り受ける予定でございます。期間がちょっと半端な形ですが、そういう形となっております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

（なし。の声）

○議長

本件を承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については10件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時02分